

平成 27 年度学卒未就職者に対する求職者支援訓練の実施について

平成 27 年 1 月 22 日

兵庫労働局地方訓練受講者支援室
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
兵庫職業訓練支援センター求職者支援課

求職者支援訓練業務の実施につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新卒者の就職環境については、依然として厳しい状況にあり、学卒未就職者がフリーターとして労働市場に滞留することがないよう、就職支援を一層強化する必要があることから、求職者支援訓練において未就職卒業生に対する適切なコース（以下「学卒未就職者訓練」という。）を設定することといたしました。

つきましては、下記にご留意のうえ学卒未就職者訓練の申請についてご検討くださいますよう、宜しくお願いいたします。

記

1 訓練対象者

対象者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、就職先が未決定であり、公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求職申込みを行い、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断し、学卒未就職者訓練の受講が適切と判断され、キャリア・コンサルティングを経て公共職業安定所長による支援指示を受けた者とする。

- (1)平成 24 年度から平成 26 年度までの新規学卒者(職業安定法施行規則第 35 条第 2 項に規定する新規学卒者をいう。)
- (2)平成 24 年度から平成 26 年度までに、学校教育法第 134 条に規定する各種学校又は学校教育法以外の法律で規定された学校を卒業した者で、専修学校に類する教育課程を修了している者
- (3)職業安定法施行規則第 35 条第 2 項に規定する学校等及び(2)の学校の中退者(平成 24 年度から平成 26 年度までに中退したものに限る。)

また、当該対象者が、一旦就職したものの離職した場合にあつては、下記 2(3)の学卒未就職者訓練として実施する職業訓練の開始日までの間に、安定所長が、学卒未就職者訓練を受講することが適切と判断した場合には、対象者となる。

なお、学卒未就職者訓練の受講については、上記の対象者を優先するものであるが、訓練定員に空きがある場合等であつて、本事業の対象者以外で受講を希望する者がいる場合は、安定所長が、未就職卒業生を対象とした訓練内容等であることを踏まえた上で、当該

者が受講することが適当と判断した場合においては、対象者となる。

2 訓練内容等について

学卒未就職者訓練の訓練内容等については、次のとおりとする。

(1) 訓練期間

訓練期間は3か月以上4か月以下（訓練時間総合計300時間以上400時間程度）とし、訓練内容、訓練目標等に照らして適切な期間であること。

(2) 訓練定員

1 訓練コースにつき、10名～15名の定員とすること。

(3) 訓練開始時期

訓練開始日は平成27年5月15日(金)

(4) 訓練実施地域

神戸地域、阪神地域及び姫路地域で2訓練コース実施

※ 神戸地域：ハローワーク神戸・灘・西神管内

阪神地域：ハローワーク尼崎・西宮・伊丹管内

姫路地域：ハローワーク姫路管内

(5) 訓練内容

基礎コースとして、学卒未就職者を主たる対象者として設定するもの。

未就職卒業者を対象とすることであることから、求職者支援訓練の認定基準に適合することはもとより、次の科目等について対象者に留意したカリキュラム及び日別計画を作成すること。

①「自己理解、職業意識、表現スキル、人間関係スキル等に関する科目」（ビジネスマナー、聴き方・話し方等）の設定すべき訓練時間数（48時間を下限、120時間を上限）について、上限に近い時間数で設定するなど、十分に時間を確保すること。また、「コミュニケーションスキル」及び「ビジネスマナー」に関する訓練内容（訓練時間数は問わない。）を必ず設定すること。

②「パソコン操作や文書作成の基礎的な実技科目」について、十分に時間を確保すること。

③未就職卒業者は就職経験が全くない又は乏しいことから、仕事や職場に対するイメージを抱きにくい等の事情にかんがみ、「職場見学、職場体験、職業人講話等」の訓練科目については、実際の仕事に直接触れる機会である、職場見学又は職場体験のいずれかは必ず設定すること。

なお、当訓練科目の訓練時間数の下限は18時間、上限は36時間とする。

④可能な限り、カリキュラム上、指定来所日のほかに「就職活動日」（就職面接会や受講者個人の就職活動に充てるための日）として訓練を実施しない平日を確保することが望ましいこと。

3 認定手続き等

(1) 認定手続き

認定手続きは、通常の認定申請受付期間において、他の求職者支援訓練とは独立した「学卒卒」を下記の表のとおり設け行うこと。

5月15日開講コースの学卒未就職者訓練認定定員数

基礎コース	
神戸地域	30名（2訓練コース）
阪神地域	
姫路地域	

(2) 認定(選定)の方法

認定に係る申請書類は、新規参入卒の申請の場合と同様とし、認定(選定)の方法は、通常の新規参入卒と同様の審査方式により行うものとする。

なお、原則、同一地域における訓練コースの認定(選定)は、1訓練コースまでを予定している。

(3) 認定申請時の留意事項

- ①「訓練科名」の末尾に「(学卒未就職者)」の文言を含め、更に科の後に「※」を付すること。
(例) パソコン基礎(学卒未就職者)科※
(注)「※」印は入力せず、手書きとすること。
- ②認定申請書のうち、訓練カリキュラム(認定様式第5号)については、「訓練推奨者」の「新規学校卒業者」にチェックを入れること。
- ③過去の求職者支援訓練の実施状況に関わらず、職業訓練認定申請書(様式第1号)2「訓練分野」の新規又は新規扱いにチェックは入れないこと。
- ④過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況(認定様式第14号)の提出は不要であること。
- ⑤過去の求職者支援訓練の実施状況に関わらず、選定における加点要素確認票(新規参入卒)(認定様式第15の2号)の提出が必須であること。
- ⑥認定基準を満たす必要があること。

4 その他

内容に変更が生じる場合があります。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

兵庫職業訓練支援センター 求職者支援課

Tel : 06-6431-8727、FAX : 06-6431-7505

E-mail:hyogo-vcq@jeed.or.jp